

自由民主党 政務調査会
外国人労働者等特別委員会
委員長 片山さつき 様

「介護分野における外国人材の活用について」

2020年3月25日

全国介護事業者政治連盟
会長 久野義博

一般社団法人全国介護事業者連盟
専務理事 斉藤



この度、両団体幹部の運営事業者及び会員の介護事業者より意見集約を行い、下記の通り要望を取りまとめさせて頂きましたので、要望事項の検討をお願い致します。

◆介護分野における外国人材活用の基本的な考え方

介護人材の不足は深刻な状況を呈しており、要介護高齢者が増え続ける一方で生産年齢人口の急減を迎えることとなる今後の人口構造を踏まえると、いっそう厳しい環境となることが予測されています。介護分野における外国人材の活用については、EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の活用から始まり、技能実習制度における介護職種の追加を経て、労働力の確保を目的とした新たな在留資格となる「特定技能1号」を持つ外国人の雇用が可能となりました。

しかしながら、介護分野は高いレベルでのコミュニケーションスキルが求められることや、高度な専門知識を習得する必要があること等の特殊性を鑑みて、受け入れに際しては特別な要件が設定されており、他の分野と比べて十分に活用出来ていないのが現状です。

深刻さを増す介護人材の不足を解決すべく、外国人材の活用を更に有効に行えるよう現行制度のいっそう弾力的な運用が可能となるよう制度改革を進めて頂きたいと切に願っています。他方で、介護分野は高い専門性の求められる業務と、単純な業務とが組み合わせられた特殊性を帯びており、外国人材の活用には一定の配慮が求められることも間違いありません。特に日本語能力は、日常会話のみならず多職種連携に伴うチームケアにおいては読み書きにおける能力も必要となります。更には、要介護高齢者の身体生命を守る社会インフラを担うサービスであるとともに、要介護高齢者の日常生活の質を高めることが最も重要なミッションであり、そのためには日本の文化・風習を理解した関わり方が求められることとなります。

◆介護分野における外国人材活用の課題の整理

上述した基本的な考え方を踏まえた上で、外国人材の有効活用に向けた課題を下記の通り整理致します。

◎外国人材の活用における受入れ事業者の費用負担が大きいため導入促進が阻害されている。

介護分野における特殊性を考慮したことによる日本語能力の要件設定に伴う日本語教育や、専門性の習得教育に係る費用などが生じることとなり、他の分野と比べても受入れ事業者への費用負担が割高となっている現状があります。そのため、介護人材不足の労働環境下であるものの、日本人の採用に係る費用以上に、外国人材の雇用に係る費用が嵩むために、現状では、将来を見据えた先行投資が可能な経営体力に余裕のある法人が活用するにとどまっている状況にあります。

◎外国人材の活用における受入れ事業者の費用の透明性の確保が不十分である。

介護分野に限定されたことではなく外国人材の活用における受入れ事業者が支払う費用の透明性が十分に確保されているとは言えない状況にあり、介護分野においては上述した通り、別途必要な教育費用などが上乗せされていることから、いっそう不透明な要素が存在している状況にあります。

◎外国人材の活用における受入れに際しての手続きや、提出書類の記載項目が必要以上に煩雑である。

介護分野に限定されたことではなく外国人材の活用における受入れに際しての事務手続きや提出書類の記載項目が必要以上に煩雑であり、さらに介護分野においては上述した通り、他の分野以上の特別要件が存在するため、その煩雑さも増している状況にあります。

◎外国人材の活用における各種制度の目的と制度運用における整合性を欠いている点が一部みられる。

介護分野における特殊性を考慮した外国人材の活用における受入要件の設定において、各種制度ごとに相違があり、制度の目的と運用において整合性を欠いている点が一部にみられます。

◎介護サービス種別によって制限があり、その制限を設けている根拠に一部不明瞭な点がみられる。

各種制度によって一部差が生じているものの基本的には訪問系の介護サービスでは外国人材の活用に制限が設けられています。しかしながら、訪問系サービスにおいても様々なサービス形態が存在し、全ての訪問系サービスを一律的に制限することは合理的根拠に欠けている点がみられます。

その他にも細部にわたるいくつかの課題が存在致します。その他細かな課題は、後述する「制度ごとに対する要望内容」の記載において触れさせていただきます。

◆制度ごとに対する要望内容について

上述した基本的な考え方と現状の課題を踏まえて、改革要望内容を制度ごとに下記の通り示させていただきます。

① 技能実習制度及び在留資格「特定技能1号」に共通する要望内容

・介護分野における特殊要因から他の分野と比べても受入れ費用が割高となっていることから、神奈川県横浜市や東京都品川区など一部自治体において独自で設定されている外国人材の登用に際して外国人の居住支援として事業者に対する家賃助成の実施について、全国的に検討頂きたい。

・介護分野における特殊要因から他の分野と比べても受入れ時における手続きや、書類記載項目が必要以上に煩雑であり、重複する項目等は割愛するなど、効率化を図るよう検討頂きたい。

・訪問系サービスにおいては全て一律に制限があり、外国人の活用が不可となっているが、訪問系サービスにおける不安要素が生じることのない「住宅型有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」等の集合住宅における訪問サービスにおいては、外国人の活用可能な運用に変更を検討頂きたい。

・訪問系サービスにおいては全て一律に制限があり、外国人の活用が不可となっているが、訪問入浴サービスにおいては、看護師含めた最低でも3人以上での訪問サービスが提供されることから、外国人の活用可能な運用に変更を検討頂きたい。

・各国ごとに医療、介護関連の資格取得要件に差はあるものの、日本における資格取得要件と著しい差の生じない海外資格については、介護職員初任者研修等の資格に準ずるような運用を検討頂きたい。

② 技能実習生制度に対する要望内容

・外国人の受入れに際しての費用に不明瞭な点も存在し、監理団体ごとに受入れ費用や管理費が自由に設定可能であることから悪質な事業者の存在も指摘されており、監理団体の情報公表制度の更なる厳格化を検討頂きたい。

・特定技能1号においては就労時にすぐに介護職としての人員配置基準要件に該当するものの、技能実習制度は就労後6カ月経過しなければ介護職としての人員配置基準要件に該当出来ない（N2又はN1に合格しているものは除く）とされているが、特定技能1号との実態的な人材レベルへの差が少ないと実感することから、就労後すぐに介護職としての人員配置基準要件に該当するよう検討頂きたい。

③ 特定技能1号に対する要望内容

・その他制度と異なり労働力の確保を目的とした特定技能1号については介護事業者の多くは大きな期待を寄せているものの、現状は各国との二国間協定の締結に時間を要しており、法案施行から間もなく1年を迎えるもののいまだ介護職種の活用は極めて限定的であります。二国間協定の締結が速やかに完了することへ更なる努力をお願いするとともに、とはいえ相手国の事情もありコントロール出来ない要素が多いことも理解した上で、少なくとも二国間協定の締結に向けた進捗状況や、現状の課題等について適宜情報公表できる仕組みの構築を検討頂きたい。

④ その他制度の運用に関する要望内容

・介護福祉士養成校へ留学する学生と受入れ事業者とのマッチング支援事業に関して、一部自治体においては実行頂いているものの現状は極めて限定的であり、外国人留学生と受入れ事業者とのトラブル回避のためにも自治体主導によるマッチング支援事業を全国的に実施されるよう検討頂きたい。

・2018年7月1日に制度施行された「日系四世の更なる受入れ制度のための特定活動告示の一部改正等」において、受入れ対象者として、「要件を満たす18歳以上30歳以下の日系四世を対象とする。受入れに当たっては受入れ枠（制度開始当初は、全体で年間4千人程度を想定）を設ける。」とされています。要

件の1つとなる日本語能力については、入国時に日本語能力試験 N4 程度、更新時（通算して2年を超えて在留するとき）に日本語能力試験 N3 程度と定められています。技能実習制度における入国後の日本語要件は緩和されたものの、日系四世の要件は緩和されておりません。日本人を祖先とする日系四世について技能実習制度より厳格な日本語要件を定めることは合理的な整合性を欠いており、日系四世における更新時の日本語能力要件 N3 の撤廃を検討頂きたい。

・合わせて、介護人材不足の解決に向けて、日本人を祖先とする日系四世の受入れ人数について年間4千人程度の上限枠を撤廃頂くことを検討頂きたい。

提言内容については以上となります。

◆当団体の概要

【設立趣意】

日本が迎える超高齢社会という国家的課題を乗り越えるため、私たちは持続可能な社会保障制度の確立が不可欠であると考えています。社会保障制度の一翼を担う介護保険制度の持続可能性の確立には、介護現場の視点から、実証データやエビデンスを基にした具体的提案が求められます。今こそ、各サービス・法人種別ごとに細分化された団体で活動する約190万人の介護職員が一団となり、従来の発想を超えるパラダイムシフトを介護業界で起こしていくことが求められているのです。

日本国民誰もが安心した老後生活を過ごせる社会の実現に向け、「介護の産業化」と「生産性の向上」を持続可能な介護保険制度の確立を支える2大テーマに掲げ、法人・サービス種別の垣根を超えた介護事業者による団体として、活動をしてまいります。

【法人概要】

名称：一般社団法人 全国介護事業者連盟

本店：東京都千代田区麴町4-1-4 西脇ビル 4階

設立：2018年6月

支部：北海道支部、関東支部、東海支部、関西支部、九州支部

会員：741社 6,431事業所 ※2020年3月現在

理事長：野口哲英 メドックスグループ 代表

専務理事：斉藤正行 (株)日本介護ベンチャーコンサルティンググループ 代表取締役

理事：山本教雄 メディカル・ケア・サービス(株) 代表取締役 埼玉

理事：久野義博 (株)日本ヒューマンサポート 代表取締役 埼玉

理事：岩崎英治 (株)グレートフル 代表取締役 埼玉

理事：小川義行 イー・ライフ・グループ(株) 代表取締役 東京

理事：袴田義輝 HITOWA ケアサービス(株) 代表取締役 東京

理事：宮本剛宏 (株)ケアリッツ・アンド・パートナーズ 代表取締役 東京

理事：片山大輔 社会福祉法人横浜来夢会 理事長 神奈川

理事：荒井浩司 (株)サムエス 代表取締役 群馬

理事：池田元気 (株)元気な介護 代表取締役 北海道
理事：水戸康智 (株)MOE ホールディングス 代表取締役 北海道
理事：原口秀樹 (株)フロンティア 代表取締役 愛知
理事：林隆春 (株)アバンセライフサポート ファウンダー 愛知
理事：永井正史 社会福祉法人慶生会 理事長 大阪
理事：谷口直人 (株)日本介護医療センター 会長 大阪
理事：松本真希子 社会福祉法人あかね 理事長 兵庫
理事：森剛士 医療法人社団オーロラ会 理事長 (株)ポラリス 代表取締役 兵庫
理事：森永常夫 (株)ケア・ステーション 取締役 香川
理事：中牟田修二 (株)西日本介護サービス 取締役 福岡
監事：徳田孝司 辻・本郷税理士法人 理事長 (公認会計士・税理士)
監事：田辺克彦 田辺総合法律事務所 代表パートナー (弁護士)

【活動目的】

持続可能な介護保険制度の実現に向け、医療との連携を図り、介護現場視点による制度、政策への提言・情報発信を行う。

【5大政策方針】

- ① 現場視点によるサービス品質向上を目的とした制度改革の推進
- ② 科学的介護手法の確立と高齢者自立支援の推進
- ③ 業務効率の向上を目指し、制度のシンプル化、介護現場の ICT 化・ロボット活用の推進
- ④ 介護職の処遇改善・ステータス向上等の人材総合対策の推進
- ⑤ 将来を見据え、海外・アジアの介護産業化の推進

名称：全国介護事業者政治連盟

本店：東京都港区南青山 2-2-15 ウィン青山 1029 号室

設立：2019 年 3 月

会長：久野義博

以上